

特定事業所集中減算にかかる Q & A

特定事業所集中減算について、青梅市の基準や届出等に関する主な Q & A を作成しましたので、御参照ください。

1 制度全般について

Q 1 4月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

A 1 80%を超えているかどうかは、4月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、次のようになります。

(1) 前期…判定期間

3月分から8月分→減算適用期間 10月分から3月分

(2) 後期…判定期間

9月分から2月分→減算適用期間 4月分から9月分

例えば、令和元年3月から8月までで80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、令和元年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等を行うものではありません。

※本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還する場合があります。

Q 2 例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

A 2 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

2 基本的な提出方法等について

Q 3 紹介率最高法人の割合が80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当していると思われます。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」を提出しなければなりませんか。

A 3 80%を超えていれば、正当な理由に該当している場合であっても、「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください（正当な理由に該当するかどうかは、青梅市が判断します）。

Q 4 紹介率最高法人の割合が80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」を作成しなければなりませんか。

A 4 「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」は、全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存しなければなりません。算定の結果、紹介率最高法人の割合が80%を超えていない場合は、市への提出は不要となります。

Q 5 「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」は、80%を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80%を超えない場合でも、代表者印を押さなければいけませんか。

A 5 代表者印を押す必要はありませんが、法人内で責任のある者が確認していることが分かるように保存されてあることが望ましいです。

Q 6 3月（9月）末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」の提出義務はありますか。

A 6 作成し保存することは必要です。80%を超えていれば、「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月（9月）末廃止」と記載してください。

Q 7 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、加

算の届出を行う必要がありますか。

A 7 減算の適用の有無が変わる場合は、加算の届出が必要となります。
具体的には、減算の適用が(1)「なし」から「あり」になる場合、(2)「あり」から「なし」になる場合の2通りです。「介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書」を御提出ください。

特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算の届出がない限り、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、御注意ください。

また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算の届出が必要になります。

3 計算方法等について

Q 8 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

A 8 その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方全てをカウントしてください。

Q 9 区分変更を申請中の場合等、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は、月遅れで行われますが、この場合は、いつの月の件数としてカウントすればよいですか。

A 9 サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。

Q 10 介護予防は件数に含まれますか。

A 10 含まれません。

Q 11 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

A 11 含まれません。

Q 12 例えば、A 法人の B 事業所と C 事業所の訪問介護を利用している場合、B と C それぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A 12 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B 事業所と C 事業所の利用者の数を合わせた、A 法人の利用者の割合で計算します。

Q 13 例えば、同一の利用者が A 法人と B 法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A 13 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は 1 件とカウントします。A 法人と B 法人に位置付けた居宅サービス計画数（＝分子）には、それぞれ 1 件ずつカウントします。

（具体例）

訪問介護の利用者 100 人のうち、A 法人のみ利用が 80 人、B 法人のみ利用が 15 人、A、B 両方利用しているのが 5 人の場合、

A 法人は $(80 + 5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B 法人は $(15 + 5) \div 100 = 0.20 = 20\%$ になります。

4 居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書の記入方法について

Q 14 事業所 1、事業所 2 とありますが、上位 2 つの事業所を計算するということでしょうか。

A 14 計算は上位 2 つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、3 つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」に上位 2 つまで記入し、3 つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書別紙」を使用してください。

Q 15 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

A 15 居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書には、どちらか 1 法人を記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください。

Q 16 紹介率が80%以下のサービスは記入しなくてもよいでしょうか。

A 16 紹介率が80%以下の場合でも、全てのサービス紹介率最高法人を記入する必要があります。

Q 17 紹介率最高法人の住所、代表者名がわからない場合はどうすればよいでしょうか。

A 17 市ホームページの「特定事業所集中減算」のページに掲載している事業所一覧に、法人の住所や代表者名を記載しておりますので、御参照ください。

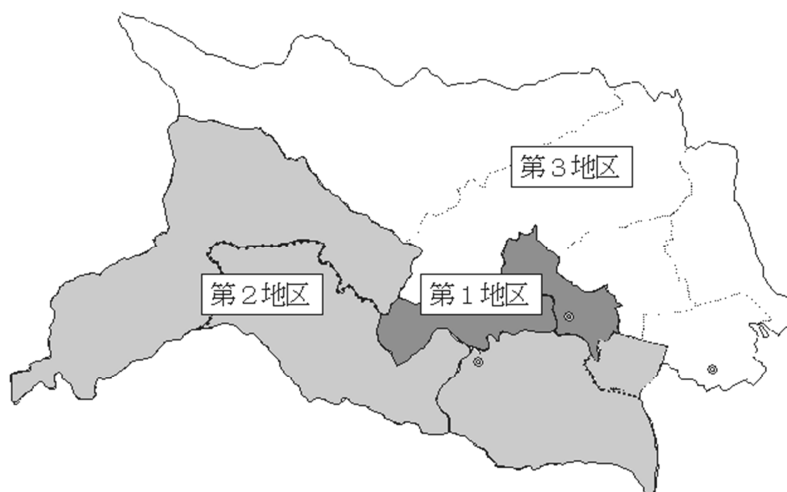
Q 18 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。

A 18 いずれか1つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、該当する番号は全て記入することを推奨しています。

5 正当な理由について

Q 19 「日常生活圏域」とは何ですか。

A 19 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定にもとづき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。当市は下図のとおり、3つの地区に区分されています。



生活圏域	地 区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田、東青梅、根ヶ布、師岡町
第2地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町、河辺町、畑中、和田町、梅郷、柚木町、二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺、新町、末広町、藤橋、今井、富岡、小曾木、黒沢、成木

Q 20 「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいのでしょうか。

A 20 事業所の情報については、市ホームページの「特定事業所集中減算」のページに掲載しておりますので、御参照ください。

Q 21 利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。

A 21 青梅市では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。

6 地域密着型通所介護の取扱いについて

Q22 平成28年5月30日付の厚生労働省事務連絡によると、「平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれかまたは双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。」とされている。青梅市ではどのように計算すればよいでしょうか。

A22 上記の事務連絡は、通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の両方を利用している利用者がいる場合について、「(1)通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法」と、「(2)地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法」のどちらかを選択していただきます。所定の期間内に作成した居宅サービス計画であれば、どちらを選択していただいても構いません。

なお、この取扱いは、平成30年度前期以降も継続されます。

(具体例)

利用者A：通所介護事業所（a法人）

利用者B：地域密着型通所介護事業所（a法人）

利用者C：通所介護事業所（b法人）

利用者D：地域密着型通所介護事業所（c法人）

利用者E：通所介護事業所（b法人）、地域密着型通所介護事業所（d法人）

(1) 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法

ア 通所介護（a法人）の紹介率： $1（a法人の合計） \div 3（通所介護の件数） = 33.4\%$

イ 通所介護（b法人）の紹介率： $2（b法人の合計） \div 3（通所介護の件数） = 66.7\%$

ウ 地域密着型通所介護（a法人）の紹介率：

$1（a法人の合計） \div 3（地域密着型通所介護の件数） = 33.4\%$

エ 地域密着型通所介護（c法人）の紹介率：

$$1 (c \text{ 法人の合計}) \div 3 (\text{地域密着型通所介護の件数}) = 33.4 \%$$

オ 地域密着型通所介護 (d 法人) の紹介率 :

$$1 (d \text{ 法人の合計}) \div 3 (\text{地域密着型通所介護の件数}) = 33.4 \%$$

(2) 地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法

ア a 法人の紹介率 :

$$2 (a \text{ 法人の合計}) \div 5 (\text{通所介護・地域密着型通所介護の件数}) \\ = 40 \%$$

イ b 法人の紹介率 :

$$2 (b \text{ 法人の合計}) \div 5 (\text{通所介護・地域密着型通所介護の件数}) \\ = 40 \%$$

ウ c 法人の紹介率 :

$$1 (c \text{ 法人の合計}) \div 5 (\text{通所介護・地域密着型通所介護の件数}) \\ = 20 \%$$

エ d 法人の紹介率 :

$$1 (d \text{ 法人の合計}) \div 5 (\text{通所介護・地域密着型通所介護の件数}) \\ = 20 \%$$

上記の具体例の他に、市ホームページに計算例を掲載しています。

「居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる届出書」エクセルファイルの別シートの計算例をご覧ください。

以 上